

(意見書案第 21 号)

原発事故避難者への住宅支援の存続を求める意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年 6 月「復興の加速化」のもとに避難指示区域指定の解除、区域外避難者の住宅支援の平成 29 年 3 月打切りという方針を打ち出している。

福島県が発表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援対象を狭め、低い補助率でわずか 2 年間をもって終えようとするものである。

しかし、多くの区域外避難者いわゆる自主避難者、特に小さな子どもの親たちは避難の継続を希望しており、避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めている。

避難者の生活の最も重要な基礎となる住宅への支援策は必要である。

よって、国及び北海道においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸住宅などの無償住宅支援の延長を行うこと。現在の入居者に対して平成 29 年度末での退去を迫らないこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空家募集の際には優先入居制度を設けるなど、安心して暮らせる住まいの確保を支援すること。空家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者として原発事故避難者を位置づけること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた、「原発事故子ども・被災者支援法」を尊重し、抜本的、継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣
国土交通大臣
復興大臣
北海道知事

} 宛